

平成27年度に実施した個別指導において
保険薬局に改善を求める主な指摘事項

関東信越厚生局

目 次

I 調剤と調剤技術料	
1 調剤内容	1
2 処方せんの取扱い	1
3 調剤録の取扱い	1
4 調剤技術料	1
II 薬学管理料	2
III 事務的項目	4
IV その他	4

I 調剤と調剤技術料

1. 調剤内容

- 処方内容について、疑義照会が適切に行われていない例が認められたので改めること。
 - ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）による承認内容と異なる用法、用量及び適応症への使用が疑われるもの
 - ・禁忌投薬が疑われるもの
 - ・投与期間に上限が設けられている医薬品についてその上限を超えたもの
 - ・重複投与が疑われるもの
 - ・併用注意が疑われるもの
 - ・漫然と長期に亘り処方されている医薬品があるもの
 - ・倍量処方が疑われるもの
 - ・過量投与が疑われるもの

2. 処方せんの取扱い

- 処方せんに不備があるにもかかわらず、疑義照会せずそのまま調剤している例が認められたので改めること。
 - ・用法・用量の指示等の記載がないもの、または記載が不備であるもの
 - ・外用薬、注射薬、頓服薬の用法の指示等の記載が不完全であるもの
 - ・外用薬において、使用用量、使用時点、使用部位の記載がないもの
- 調剤済の処方せんについて、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・処方内容に関する疑義照会の記載内容は明確に記載すること。（照会日時、照会先の保険医等の氏名、照会及び回答内容、照会薬剤師名等）
 - ・実際に調剤にあたった保険薬剤師の署名又は記名押印がない。
 - ・保険薬局の名称及び所在地の記載がない、又は不鮮明である。

3. 調剤録の取扱い

- 調剤録について、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・修正テープ、修正液、塗りつぶしにより訂正されている。
 - ・薬剤名が記載されていない。

4. 調剤技術料

- 基準調剤加算1について、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を記載した薬剤情報提供文書を患者に対して適切に交付すること。
 - ・最新の医薬品緊急安全性情報、医薬品・医療機器等安全情報による医薬品情報の収集・提供が不十分である。
- 調剤料について、不適切な例が認められたので改めること。

- 同じ薬剤の規格違いを別剤としている。
- 服用時点が同一であり1剤として処方すべきところ、別剤として処方されている。
- 嘸下困難者用製剤加算について、不適切な例が認められたので改めること。
 - 散剤が薬価収載されているにもかかわらず錠剤を粉碎し算定している。
 - 薬剤師が剤形の加工の必要を認め、医師の了解を得た後剤形の加工を行った場合において、その旨が調剤録等に記載されていない。
- 一包化加算について、不適切な例が認められたので改めること。
 - 治療上の必要を確認せずに算定している。
 - 薬剤師が一包化の必要性を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合に必要な事項が調剤録等に記載されていない。一包化を行った場合は、その具体的な理由を調剤録等に記載すること。
 - 服薬時点が同一の薬剤にもかかわらず一包化から除外している。
- 時間外加算について、不適切な例が認められたので改めること。
 - 常態として調剤応需の態勢をとり、開局時間内と同様な取扱いで調剤を行っているにもかかわらず時間外加算を算定している。
- 自家製剤加算について、不適切な例が認められたので改めること。
 - 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。
 - 製剤工程が調剤録等に記載されていない。
- 計量混合調剤加算について、不適切な例が認められたので改めること。
 - 医薬品の特性を理解し、薬学的に問題がないか十分確認されずに行われている。
 - 分包品を使用して調剤を行った場合に算定している。

II 薬学管理料

- 薬剤服用歴の記録について、不適切な例が認められたので改めること。
 - 薬剤服用歴の記録に記載がない、又は記載内容が不十分である。

(性別・住所・調剤日・処方内容に関する照会の要点等の調剤についての記録、患者の体質・アレルギー歴・副作用歴等の患者についての情報の記録、患者又はその家族等からの相談事項の要点、服薬状況、残薬の状況の確認、患者の服薬中の体調の変化、併用薬等の情報、合併症を含む既往歴に関する情報、他科受診の有無、副作用が疑われる症状の有無、飲食物の摂取状況、後発医薬品の使用に関する患者の意向、手帳による情報提供の状況、服薬指導の要点、指導した保険薬剤師の氏名)
 - 患者からの収集した情報について、具体的な内容が記載されていない。(有無の記載のみ、定型的な記載)
 - 服薬指導が、処方せんの受付の都度、新たに収集した患者の情報等を踏まえて行われていない。

- ・薬剤服用歴の記録の第一面に、患者情報の追加・更新が行われていない。
 - ・収集した患者情報をもとに薬学的知識に基づき分析・検討を行い、患者の理解度などについて適切な注意を払い継続性のある指導を行いその指導内容を記載すること。
 - ・服薬指導について、過去の薬剤服用歴を参照し、必要に応じて確認・指導内容の見直しをしていない。
 - ・記載事項が修正液、修正テープ、貼紙、塗りつぶしにより訂正されている。訂正にあたっては、訂正の経緯が分かるようにすること。
 - ・鉛筆で記載している。
 - ・患者についての薬剤服用歴の記録が、同一患者についてのすべての記録が必要に応じ直ちに参照できるよう保存・保管されていない。
- 薬剤服用歴の記録の電子保存について、不適切な例が認められたので改めること。
- ・電子薬歴に関する運用管理規程が「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.2版」に沿ったものとなっていない。
 - ・パスワードが定期的に変更されていない。
- 薬剤情報提供文書について、不適切な例が認められたので改めること。
- ・個々の患者に適した内容となっている。
 - ・当該薬剤の形状、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用、服用及び保管取扱い上の注意事項、情報提供を行った保険薬剤師の氏名が記載されていない。
- 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録専用手帳の取り扱いについて、不適切な例が認められたので改めること。
- ・情報提供する内容（服用に際して注意すべき事項）が不十分である。
 - ・重大な副作用又は有害事象等を防止するために特に患者が服用時や日常生活上注意すべき事項（内容）の記載がない。
 - ・投薬された薬剤により発生すると考えられる症状（相互作用を含む）が記載されていない、又は不十分である。
- 重複投薬・相互作用防止加算について、不適切な例が認められたので改めること。
- ・処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容等を薬剤服用歴の記録に記載すること。
- 特定薬剤管理指導加算について、不適切な例が認められたので改めること。
- ・患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点について、薬剤服用歴の記録に記載がない、不十分、又は画一的である。
 - ・特に安全管理が必要な医薬品が、複数処方されている場合に、そのすべてについての必要な薬学的管理及び指導をしていない。
 - ・特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
- 乳幼児服薬指導加算について、不適切な例が認められたので改めること。
- ・薬剤服用歴の記録及び手帳に、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認内容の記載がない、又は不十分である。
 - ・手帳に、適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない、又は不十分である。

- 麻薬管理指導加算（在宅患者訪問薬剤管理指導料）について、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・薬剤服用歴の記録に次の事項が記載していない。
(麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、疼痛緩和の状況)
 - ・薬剤服用歴の記録に必要な事項が記載されていない。
(麻薬の継続又は增量投与による副作用の有無等の確認、指導の要点)

III 事務的項目

- 明細書の記載内容について、調剤報酬点数の算定項目が分かる明細書が発行されていない。
- 揭示が適切に行われていない例が認められたので改めること。
 - ・明細書の発行状況に関する事項
 - ・基準調剤加算に関する事項
 - ・後発医薬品調剤体制加算を算定している旨
 - ・後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局である旨
 - ・調剤報酬点数表の一覧等
 - ・個人情報の取り扱いに関する事項
- 届出事項変更（異動）届を提出していない例が認められたので改めること。
 - ・開局日、開局時間
 - ・保険薬剤師の異動（採用、退職等）
 - ・保険薬剤師の常勤・非常勤の変更
 - ・管理薬剤師の変更
- 請求内容の確認が行われていない例が認められたので改めること。
 - ・保険薬剤師による処方せん、調剤録、調剤報酬明細書との不合・確認が行われていない。
- 一部負担金の取扱いについて、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・従業員について、一部負担金が適正に徴収されていない。

IV その他

- 健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに薬剤師法、医薬品医療機器等法等の保健医療に関する法令の理解が不足しているので、関係法令に関する理解に一層努めること。